

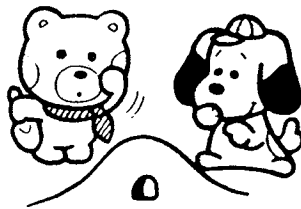
Bさんは、11月6日に社長に呼ばれ、「3ヶ月の試用期限で終了するか、業務範囲を縮小して賃金をさげるか、他の仕事をさせるか」と暗に退職勧奨を迫られた。

密かに職安に後任の募集を出したことがわかり、自主退社か解雇を迫ってくるのが予想されたので、11月9日に会社に対し団体交渉を申し入れた。

11月21日に会社側は弁護士を立てて、1回目の団体交渉に臨んできた。

組合側の主張と質問に対し、社長と取締役の2名が出席したが、弁護士は一言もしゃべらせないで、「12月1日に文書で回答する」と言ってきた。

今後とも予断を許さない。Bさんは普通に仕事をこなしており、解雇するなら、それなりの理由が必要である。



12月のスケジュール

- 12月11日 (月) 駅ビラ 午後12:00
JR大森東口
- 12月14日 (木) 例会 午後6:30 西蒲田
- 12月15日 (金) 東日興運 午前 10:00
横浜地裁川崎支部 3階
- 12月21日 (木) 忘年会 6:30 西蒲田
会費500円
- 12月24日 (日) 機関紙 午後1:00 西蒲田
- 12月25日 (月) 機関紙 午後1:00 デイベ

*12月7日に労働法制改悪反対集会が計画されていますので、例会は14日に変更しました。

働く仲間の相談センター

京浜ユニオニス

2017年
12月1日
NO.265

〒144-0051

東京都大田区西蒲田4-32-9
労働組合・京浜ユニオン
TEL 050-3410-6240
FAX 電話と同じ
振込口座 中央労働金庫蒲田支店
8655997 京浜ユニオン

EX-URL keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp ホ-ムペ-ジ http://keihin3762.sakura.ne.jp/
EX-URL keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp ホ-ムペ-ジ http://keihin3762.sakura.ne.jp/

働く仲間の相談センター

最近の相談から

移動支援のトラブルで団体交渉

大田区のヘルパーステーションで移動支援の仕事をしているAさんは支援中に発達障害のあるお客さんから暴力をうけ、全治2週間の労災をうけた。両手の甲の無数の爪の引っ掻き傷は治ったが、右眼の方は、外傷の傷は少しの傷痕が残ったものの全治した。しかし、打撲の影響から3ヶ月がたっても、飛蚊症と涙目・もやがかかりの後遺症と思える症状が続いている。

Bさんの移動支援は2人同行が認められている、注意の必要な支援であったのに、ベテラン職員が体調不良のため、初対面に等しいAさんひとりだけでいかせた会社の「安全注意義務違反」の事件であり、会社の責任はまぬがれない。

すでに、会社側とは慰謝料・損害賠償を求めて2回の団体交渉をもったが、会社はまったく責任を認めず、ユニオンの要求に対し、労政事務所に立ち合い団交を求めた。ユニオンも労政に対し、本人の書いた詳細の事故の顛末を書いた文書を提出・説明し、11月27日に労政立ち合いの団交をもつことになった。

労政立ち合いの冒頭は、前回同様の「言った」「言わない」の論争。途中労政が間に入って、個別に解決案の協議に入った。

ユニオンは後遺症の問題は半年の経過を見ないとわからないので、後日協議にまわし、慰謝料・損害賠償だけで協議したいと提案。会社は一括で回答してきたが、後遺症を含めると金額に大きなへだたりがあった。

来年の2月末まで、交渉を凍結し3月上旬に再度協議を再開することで、合意した。

社長の感情的判断だけでの退職勧奨は認めない

10月16日から東京の保険会社の支払い部門の課長候補として採用された労働者からの相談。入社してすぐに社長から「心もとない」といわれ、退職勧奨が始まった。そして、10月27日には彼の後任の募集を職安に出した。

退職勧奨・解雇の危険を感じ、ユニオンに応援を求めてきた。

東日興運社裁判の報告と要請

11月9日（木）、仕事中に、第3者による暴力行為により重傷を負わされたSさんの、主に休業手当の支払いを東日興運社に求める裁判が、横浜地方裁判所川崎支部の8号法廷で行なわれました。支援傍聴には8名の仲間が駆けつけてくれました。

先回（9月21日）法廷では、次回までに提出する書面の期日を10月20日と指定されましたが、Sさん側は10月20日に東日側は11月9日に提出しました。裁判を引き延ばすつもりでしょうか？また、7月21日に提出した、堀弁護士が作成の「争点と原告・被告の主張」の一覧表についても、「時間がかかる」と述べていました。

今回、東日が出して来た準備書面には、

- ①平成25年度確定申告の件での損害の問題については、少額であり計算が複雑なので解説は避けます。
- ②ETC通過速度違反の追加資料では、ETCカードの履歴から、Sさんのルートと一致し、何度も速度超過の指摘を受けたと言っています。これは運転が乱暴だと言いたいのでしょうか。Sさんの言い分もあると思います。
- ③残業代の時効（2年）についての判例について、裁判長が両者に提出を求めていましたが、東日側は見当たらないとし、2年で時効だと言う判例のみ1件出してきました。堀弁護士は、時効期限を過ぎても残業代（賃金）が発生するするケースを3件提出しました。

本裁判はSさんの解雇問題も係争中です。東日側は「上方45度複視の障害」を理由に、「事故率の高い中型トラックの運転は出来ない」よって「運転できない運転手は解雇が相当。」と主張してきています。しかし、Sさんは免許も更新し、今も運転していて、何の支障もないと言っています。東日側が問題とする「上方45度複視」が、どう運転に支障があるのか、具体的に東日側に説明することを求めました。

次回裁判は12月15日（金）10時30分より

横浜地方裁判所川崎支部 傍聴支援宜しく申し上げます。

年金学習会報告

No.2

私の社会人スタートは1978年、結婚式場の目黒雅叙園で、6カ月ほど働き、次の職場は静岡県下田にあった観光ホテル武山荘で1年ほど。三か所目がユニフォームレンタル会社デイベンロイオンサプライで約34年、60歳まで働きました。この時のトータルで厚生年金の加入月が419か月でした。

60歳で会社を退職しましたが、年金の受給手続きは年金事務所で請求書をもらい、所定の書類を揃えて、杉並区にある日本年金機構に送りました。私が年金の申請をしたのは、61歳7カ月になっていました。2016年1月に申し込み、3月に初めて支給されました。

1954年7月が誕生日なので、特別支給の老齢厚生年金と国民年金・厚生年金、すべて繰上げ支給の選択をしました。老齢厚生年金は61歳では一部の報酬比例部分と老齢基礎年金(国民年金)は、65歳を100%とすると61歳では76%の支給となります。年金は、2か月に1回支給されますが、初めの支給は一括で約69万円。2回目は月で約4万4千円、5回目が月で約20万円、6回目が月で約15万円、7回目が月で約14万円。

7回目、8回目まで無職でしたが、何度も支給額が変動しました。理由はまだよく分かっていません。初めの一括支払いの額は61歳と7カ月の7か月分を遡って払われました。9回目の支給額は月で約12万円となりました。この額は、私が今年の1月より再就職して働きながら年金をもらおうと、年金の名称が有職老齢年金と変わります。60歳を過ぎて働くと、年金収入と給料の総支給額が28万円を超えると年金が減額されます。9回目の支給額は、働き始めて年金が減額となりました。今後は、年金が減額されない働き方か、年金が減額されても働き続けると65歳を過ぎて年金の増額になる働き方か、どちらかを選びます。

公的年金は「2階建て制度」で1階部分は国民年金(基礎年金)です。20歳以上60歳未満の日本国内に住む人全員が国民年金に加入することになっています。会社員、自営業者、専業主婦、フリーター、学生、外国人もすべての人が国民年金に加入することになります。

国民年金の保険料は、2017年度は月額1万6490円、2017年以降は月額1万6900円で固定となりましたが、2005年度から毎年280円ずつ引き上げられてきました。40年納めると満額で年額77万9300円となります。

厚生年金保険料は加入者と事業主とが半分ずつ負担となり、18.3%の半分が毎月引かれます。毎月の給与と賞与に共通の保険料率をかけて計算されます。(続く。松下)



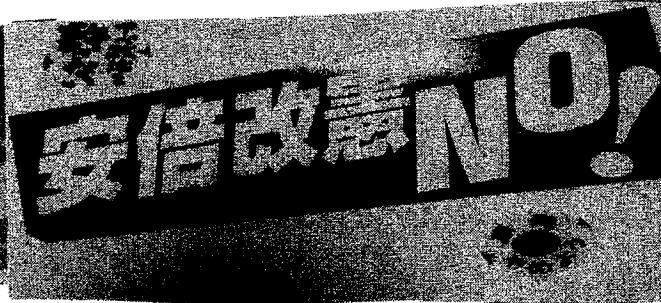
かわら版

Union

2017年12月1日

12月ユニオン行動日程

- 12月7日(木) 雇用共同アクション労働法改悪反対集会・デモ
18:30～ 日比谷野音
「8時間働けば誰でも暮らせる社会を！」
- 12月11日(月) 宣伝駅ビラ
12:00～ JR大森東口
今年最後の宣伝行動です。
南部全労協大会
18:30 ～ 大田区立生活センター
大会参加歓迎！
- 12月15日(金) 東日興運裁判 第9回
10:00～ 横浜地裁川崎支部3階
傍聴支援よろしく！
- 12月21日(木) ユニオン忘年会
18:30 西蒲田事務所
会費 500円 いつもよりつまみいいよ。
- 12月26日(火) JAL一斉宣伝行動
18:00～ 品川港南口
今年最後の行動です。



靖国神社見学会 3

靖国神社には、年配者・子ども・外国人の方など、さまざまな人が頻繁に訪れていました。見学の参加者が観光地のように感じていたのですが、私もそう思いました。

同じ敷地の中にあり、神社の隣にある建物で、軍事博物館の遊就館があります。名前の由来は中国の古典「荀子」からつけたものです。入館料は800円、四つの常設展示に分かれています。

天皇家との由来が深いため、関連の収蔵品、明治維新からアジアの近代史のパネル、戦争で亡くなった人たちのたくさんの遺影、遺書など。玄関にはゼロ戦、泰緬鉄道機関車がありました。人間魚雷「回天」やロケット特攻機「桜花」など、所狭しと戦争に関連するものが置いてあります。

真珠湾攻撃でのトラトラの電文、東条英機元首相以下の25名の署名入り日章旗、若くして独身で戦死した我が子のためにと花嫁人形もありました。展示物を見学すると2時間ほどかかります。

今回、靖国神社、遊就館を見学して感じたことは、国家の守護神として神社をとらえている。天皇家との深い関係、日本軍を全部美化し、世界が称える日本軍の戦勝というように、日本軍が行った侵略、戦争の反省、家族を失った者の嘆き、慟哭がない。名誉の戦士という扱いで、とりわけアジアの人たちを苦しめた反省がなく、二度と戦争を起こしてはいけないという決意が全くありませんでした。

戦争は、殺すか殺されるかのどちらかで、正義の戦いはありえないし、政治家や軍が起こすため、嘘の言動に迷わされてはいけない、マスコミの嘘も見抜かなければいけないと思います。(続く。松下)

南部全労協幹事会合宿の報告

11月18日～19日、幹事会合宿は横須賀～三浦海岸で開催されました。小雨の降る中、7人の参加者は横浜平和センターの市川さんに基地の内容や歴史と現状についてレクチャーを受けました。

歴史の上では、横須賀の米軍基地は、湾岸やイラクなど戦争と直結していると言うことであった。そして今は、日本海に展開しています。

特に気になったのは、米軍の予算削減の中で、単純事故が増えていると言うこと。衝突、座礁など、人員、予算が減らされ、さほどの訓練もなく実戦に参加させているからと言われました。原子力母艦の事故が起きたらどうなるのか？

2017 岩国行動報告

11月25～26日に2017岩国行動に参加した。主催はアジア共同行動日本連絡会議と岩国労働者集会実行委員会。極東最大の米軍基地になりつつある岩国基地に反対する例年の集会とデモに、地元住民と沖縄から首都圏までの約120人が集まった。

25日午後2時から岩国国際集会があった。イラク侵略戦争に反対する数十万人のデモを組織した米国アンサー連合と、トランプ訪問反対闘争を数万人規模で先日行ったフィリピンのバヤンという二つの民衆団体から連帯メッセージが寄せられた。しかし、発言予定のAWC韓国委員会代表の許榮九(ホ・ヨング)代表(民主労総元首席副委員長)が前日関西空港で入管局職員から審査を受け、最終的に入国を拒否されたと報告された。ひどい。日本政府・法務省は、両国労働者民衆が直接連帯すること、マスコミが伝えない生情報の交換、そして悪徳大統領を倒した韓国のローソク革命など他国の社会変革の大波が日本に物理的に波及することを恐れているのだ。日韓連帯運動に対するあからさまな政治弾圧だ。心は油の混じった沸騰水状態。

集会では、岩国市議会議員である田村順玄さんから前日に空母艦載機数機が移駐してきたとの報告があった。移駐が完了すれば戦闘機が120機に及び、嘉手納の100機を抜く。朝鮮半島での戦争への最大の出撃基地になるわけだ。続く各地からの発言では、沖縄から辺野古新基地建設反対闘争、京都はXバンドレーダー反対闘争、東京からは横田基地反対闘争を大森さんが報告。佐世保と神奈川の反基地闘争からの連帯メッセージもあった。

夕方は、反基地交流会、被ばく問題交流会、それに南部全労協も賛同した労働者反戦集会の三つの企画が同時並行であった。私は反基地交流会に参加し、各地のより具体的な話をいろいろ聞いた。途中、司会に求められ、先日訪れた韓国星州(ソンジュ)ソソン里の高高度ミサイルシステム「サード」強行配備と反対闘争の現状について簡単に報告した。横田基地反対運動の話もあり、全体としてよい交流ができた。

翌日は基地周辺および米軍住宅の見学。続いて市役所前広場でミニ集会を開き、地元住民とともに岩国基地まで3.5キロをデモした。国鉄分割民営化の先棒を担いだトンデモ労組および同じ穴の中年ムジナが主な「学生」組織がくっついてきたのは汚点だった。が、ともかく、「息の長い闘いになる。これからだ」「決してあきらめない」と地元の人々とともに元気に確認して2日間の取り組みを終えた。現場に行くことが大事だ。(迫田)

労働と貧困(2017年10月)

出典は朝日新聞・東京新聞

4日 日本放送協会の記者だった女性(当時31)が2013年7月に心不全で死亡したのは過重労働が原因だったとして、14年に渋谷労働基準監督署が労災を認定していたことがわかった。ピーク時の時間外労働は月150時間超。

5日 連合は東京都内で開いた定期大会で神津里季生会長が続投する人事を正式に決め、新体制が発足した。

6日 厚労省が発表した2017年版「過労死等防止対策白書」によると16年度に過労死や過労自殺(未遂を含む)で労災認定された人は191人。前年度より2人増えた。運輸・郵便業の41人が最も多く、全体の2割強を占めた。

東京簡裁が電通に求刑通り罰金50万円の有罪判決を言い渡した。

9日 東京都立小児総合医療センターが職員の休日や深夜の勤務に十分な残業代を支払っていないと立川労基署から是正を勧告されたことが判明。

10日 新国立競技場建設工事に従事していた建設会社「三信建設工業」の新入社員の自殺について新宿労基署が労災認定したことが分かった。

26日 新潟市民病院が今年1~6月、延べ90人の医師に労使協定違反の長時間労働をさせたとして、昨年1月に過労自殺した研修医、木元文さんの夫が新潟市、市長、同院院長を新潟労働基準監督署に告発した。

27日 70歳以上まで働ける企業の割合が2017年に22.6%となり、比較できる09年以降で最高となったことが、厚労省が発表した「高年齢者の雇用状況」でわかった。65歳までの雇用確保措置は法定義務になっているが、深刻化する人手不足を受け、さらに年齢の高い人を雇用する企業が増えている。

31日 外国人技能実習生の実習期間を5年に延長する技能実習適正化法が11月1日に施行され、新制度が始まる。外国人技能実習制度は1993年に始まったが、基本理念や全体の枠組みを明文化したのは初めて。受け入れ企業や団体への規制強化や人権侵害行為への罰則も設けられた。

厚労省によると9月の有効求人倍率は前月と同じ1.52倍。総務省によると9月の完全失業率は前月と同じ2.8%。完全失業者数は前月比2万人(1.1%)増の188万人。

国民投票を迎え撃つ準備を始めよう

伊藤光隆

1. 経過

憲法改正のための要件（憲法 96 条）は、

1. 国会議員の3分の2以上の賛成
2. 国民投票で過半数の賛成



- しかし、具体的な手続きを定めた法律がなかった
1999年7月29日 憲法調査会設置のための法律が成立
憲法改正問題が政治の議題に！
- 2000年1月20日 衆参両院に憲法調査会が設置される
- 2006年5月26日 自民・公明両党と民主党がそれぞれの憲法改正国民投票法案を衆議院に提出
- 2007年5月14日 国民投票法成立（第1次安倍内閣）
- 2010年5月18日 国民投票法が全面施行される
- 2014年6月13日 改正国民投票法が成立（第2次安倍内閣）
- (1) 公職選挙法の選挙権年齢 18 才
 - (2) 公務員の政治的行為の制限（労働組合は当面容認）
 - (3) 改憲以外のテーマでの国民投票（憲法審査会で議論）

2. 内容

- ① 国会への憲法改正原案の発議については、
- ② 国民への憲法改正の発議については、

- (1) 衆議院と参議院の総議員（欠席している議員も含めて全員）の三分の二以上の賛成で可決
- (2) 国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされる

- ③ 国民投票については、

- (1) 投票権者は18歳以上の日本国民
- (2) 国会発議後60～180日間に国民投票を行う
- (3) 有効投票の過半数の賛成で改正原案は成立

- (4)公務員や教員の地位を利用した投票運動を禁止する
- (5)テレビ・ラジオによるコマーシャルは投票日の2週間前から禁止する

3. 国民投票の流れ

①投票権者

年齢満 18 才以上の日本国民

但し、2018 年 6 月 20 日までの国民投票では満 20 才以上の者

②期日

憲法改正の発議をした日から起算して 60～180 日以内で、国会の議決した期日

国政選挙と同日になる可能性あり

③報・周知

国民投票広報協議会（各議院の議員から 10 人ずつ）設置

・国民投票公報（憲法改正案の内容や賛成・反対の意見）

・投票記載所に掲示する憲法改正案要旨の作成

- ・憲法改正案を広報するためのテレビやラジオ、新聞広告
- 選挙管理委員会は、国民投票の方法や国民投票運動の規制等を国民に周知

④投票運動憲法改正案に対し、賛成

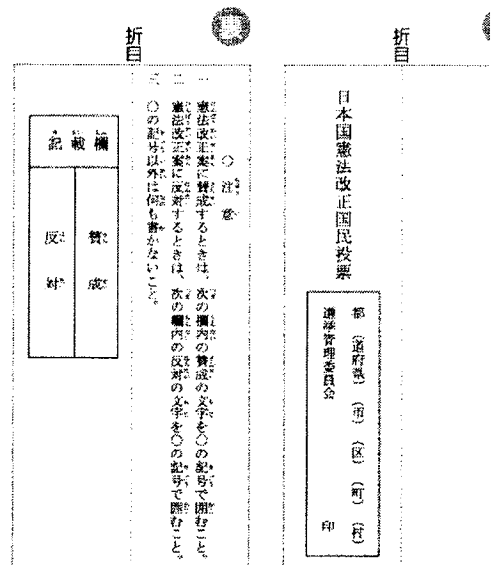
又は反対の投票をするよう、又はしないよう勧誘することを「国民投票運動」という・政党やその他の団体、マスコミ、個人などが、一定のルールのもとに「国民投票運動」を行うことができる・投票期日 14 日前からは、テレビやラジオの広告放送は制限

⑤投票

投票は、国民投票にかかる憲法改正案ごとに、一人一票（賛成か反対を○で囲むだけ）期日前投票（投票期日前 14 日から）や不在者投票、在外投票などが認められている

⑥票

憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数（賛成の投



票の数及び反対の投票の数を合計した数)の2分の1を超えた場合は、国民の承認があったものとなる

⑦結果を官報で告示

4. 問題点

①テレビCM

・14日前からは、「賛成・反対を呼びかけるテレビの広告放送は禁止」

しかし、15日前までは無制限にCMを流せる

・著名人が登場して「私は改憲に賛成です」と表明する「意見表明CM」は投票日当日まで可豊富な資金力を持つ改憲勢力が圧倒的に悠莉

・イギリス、フランス、イタリアは「有料テレビCM」原則禁止

・北朝鮮(共和国)によるミサイル攻撃を迫力ある映像と音響で見せつけ、加憲の必要性を訴える扇情的なCMが流され続けられたら・・・

②改憲勢力3分の2

・特定秘密保護法、安保法制、盗聴法、共謀罪法成立

・安倍首相「2020年までに、憲法9条3項に自衛隊を明記する」

③日本会議

・1000万人署名運動(754万人が賛同)

・地方議会で「改憲を求める意見書」採択運動(33都道府県で採択)

④護憲派の思考停止? 戦術

・9条について議論すると内部分裂を引き起こす

・国民投票で議論することは敵の土俵に乗ることだ



議論せず「9条を守る」という一点でまとまろう! 安倍首相の9条加憲論に対抗できず

5. いまから国民投票を迎え撃つ準備を始めよう!

①安倍首相の提案 現行の「1項2項をそのまま残し、3項に自衛隊を明記する」



「但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない。」



国際連合憲章 51 条「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に 対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の 固有の権利を害するものではない。」

・自民党案「1 項 2 項とも変更」

日本会議「1 項を残し、2 項を変更」

・3 項加憲の発案者→伊藤哲夫「日本政策研究センター代表」



「日本会議常任理事・政策委員」

「平和主義」をアピールして護憲派を分断し、反転攻勢を強める！

自民党と日本会議と「電通」は、すでに広報戦略を考えている！

②護憲派←「9 条を守れ」という表現は「3 項加憲」の前で無力化！

(1)議論の整理が必要

- ・「自衛隊も自衛戦争も違憲」という原則論で対抗するのか
- ・「日本の施政下の領域に限定した個別的自衛権のみを行使し、集団的自衛権は行使しない」を対案とするのか

(2)「3 項加憲」に反対する統一組織の形成

- ・中間派を取り込むためには・・・

(3)今すぐ準備を始めよう

- ・共謀罪のように、国会での審議が目前に迫ってからでは手おくれた！